

# 訪問看護ステーション グラーチア

## 重要事項説明書

訪問看護ステーション グラーチア（以下「事業者」とします）は、ご利用者様（以下「利用者」とします）に事業者の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを説明します。

### 1. 事業の目的

利用者が住み慣れた地域社会や家庭での療養生活が継続できるように支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的としています。

### 2. 訪問看護事業の運営方針

- 1) 介護保険法その他の関係法令を遵守します。
- 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問看護を提供します。
- 3) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を提供します。
- 4) 訪問看護を提供するに当たっては、主治医、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密な連携に努めます。

### 3. 事業所概要

#### 1) 指定番号及び提供地域

名称 公益財団法人脳血管研究所  
訪問看護ステーション グラーチア  
所在地 〒372-0048 伊勢崎市大手町1番1号  
代表者 理事長 美原 樹  
電話番号 0270-20-7676（代表） 0270-20-1588（リハビリ窓口）  
FAX 番号 0270-20-7677  
事業所番号 群馬県知事指定 1060490016

#### サービス提供地域

本部：伊勢崎市・玉村町・前橋市の1部（新井町・飯土井町・筑井町・上増田町・駒形町・小屋原町・二ノ宮町）

サテライト部：伊勢崎市・前橋市の1部（大胡町・粕川町・宮城）・桐生市の1部（新里町）

#### 2) 職員体制

令和6年6月1日現在

管理者	看護師	山口 美知代
看護師	常勤	10名
看護師	非常勤	2名
看護補助員	非常勤	1名
理学療法士	常勤	5名
作業療法士	常勤	4名
言語聴覚士	常勤	1名
事務員	常勤	1名

\* 職員の人数は変動することがあります。

#### 3) 営業日

営業日：月～土 午前8：30～午後5：30

休日：日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日、夏期（法人が定める8月の1日）

\* 利用者または家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、看護師が24時間対応できる体制にあって、かつ緊急時の訪問を必要に応じて行う体制にあります。

緊急連絡先：090-1549-4664 0270-20-7676

#### 4. 訪問看護のサービス

1) 事業者は訪問看護の提供開始に際し、主治医による指示を文書（訪問看護指示書）で受け、サービスを提供します。訪問看護指示書料は、利用者負担となります。

##### 2) サービス内容

###### 【看護部門】

- (1) 病状観察
- (2) 医療処置（カテーテル管理・褥瘡処置・呼吸器管理など）
- (3) 健康相談・介護相談
- (4) 日常生活の援助
- (5) リハビリ

###### 【リハビリ部門】

- (1) 病状観察
- (2) 日常生活動作の訓練・助言
- (3) 運動・介護方法の指導・助言
- (4) 社会参加支援
- (5) 言語や摂食の訓練・助言

##### 3) 訪問看護を担当する職員

看護部門：看護師全員でチームナーシングを行います。そのため、受け持ち看護師はおりませんが、訪問看護を提供する職員は、指定できません。

リハビリ部門：チーム担当制です。担当する職員(チーム)が変更となる場合は、事前に利用者へ連絡します。

#### 5. 利用料について

訪問看護を利用される場合、年齢や診断名により適応となる保険が異なります。

##### 1) 利用料等の支払い方法

事業者は、利用料等は各月ごとに合計額を計算します。請求書は訪問看護を利用した月の翌月10日に発行し、以降の訪問日にお渡しします。口座振替は、原則利用月の翌月の銀行指定日（27日）に行われます。適宜、残高の確認をお願い致します。口座振替ではなく、現金での集金を希望される場合は、事業者又は訪問看護を提供する職員にお問い合わせ下さい。

##### 2) 利用料等の変更

- (1) 事業者は、介護保険法及び同法に基づく厚生労働大臣の定めるその他の制度変更があった場合には、利用者負担及び利用料の額を、変更することができるものとします。
- (2) 事業者は、物価の変動やその他やむを得ない事由が生じた場合には事業者独自に定める額を変更することができるものとします。
- (3) 事業者は①又は②により利用料等の額を変更する場合においては、利用者に対し、事前に変更の理由及び内容を説明するものとします。

##### 3) 介護保険利用料

(1) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、利用者は介護保険負担割合証に基づき、その1割～3割を負担していただきます。地域区分（7級地）の対象地区のため1単位=10.21円になります。

###### 指定訪問看護

項目	訪問時間	単位数
訪問看護 I 1※1	20分未満	314単位
訪問看護 I 2	30分未満	471単位
訪問看護 I 3	30分以上 60分未満	823単位
訪問看護 I 4	60分以上 90分未満	1128単位
訪問看護 I 5	20分未満	294単位

指定介護予防訪問看護

項目	訪問時間	単位数
予防訪問看護 I 1※1	20 分未満	303 単位
予防訪問看護 I 2	30 分未満	451 単位
予防訪問看護 I 3	30 分以上 60 分未満	794 単位
予防訪問看護 I 4	60 分以上 90 分未満	1090 単位
予防訪問看護 I 5	20 分未満	284 単位

※1：週に1回以上、20分以上の保健師または看護師による訪問を行なった場合算定可能となります。

注1) 理学療法士等が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合は90/100、指定介護予防訪

問看護を行った場合には50/100となります。

注2) 特定疾患医療受給者証等の公費をお持ちの方は、保険料がかからない場合があります。

注3) 訪問看護事業所における前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合には1回につき8単位下がります。

注4) 理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定予防訪問看護を行った場合は1回につき5単位下がります。注3に該当する場合は15単位下がります。

(2) 理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであるため、看護職員の代わりに訪問します。また、理学療法士等による訪問が中心となる場合定期的に看護師が訪問することが必要となります。

同意する 同意しない

(3) 准看護師が訪問看護を提供した場合は、訪問看護費を90%とします。

(4) 1月以内の2回目以降に次の訪問看護を提供した場合は、次の額を徴収します。

① 夜間：午後 6時から午後 10時まで 25%加算

② 深夜：午後 10時から午前 6時まで 50%加算

③ 早朝：午前 6時から午前 8時まで 25%加算

(5) 加算について(介護予防を除く)となっていない場合は、介護予防を含みます)

①緊急時訪問看護加算

(I) 600 単位/月 (限度額枠外)

常時対応できる体制、かつ夜間対応する看護師等の勤務環境に配慮した体制にある場合

(II) 574 単位/月 (限度額枠外)

常時対応できる体制にある場合

看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制のため、ご利用者又はご家族等の同意を得て加算します。

同意する 同意しない

②複数名訪問加算

(I) 30分未満 254 単位/回 30分以上 402 単位/回

複数の看護師等が同時に訪問看護を行う場合

(II) 30分未満 201 単位/回 30分以上 317 単位/回

看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合  
ご利用者又はご家族等の同意を得て、同時に複数の看護師等や看護補助者による訪問看護を行い、複数名訪問看護加算の算定が認められる場合（利用者の体重が重い等の身体的理由、暴力等、またはこれらに準ずる場合）に加算します。 同意する 同意しない

**③サービス提供体制強化加算**

厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が、訪問看護を行う場合に加算します。

(I) 6単位/回（限度額枠外）

看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上の場合

(II) 3単位/回（限度額枠外）

看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上の場合

**④長時間訪問看護加算 300単位/回**

特別管理加算の対象であり、予定された訪問の時間が1回90分を越える場合に加算します。

**⑤初回加算 (I)350単位/月…退院日の訪問 (II)300単位/月…初回もしくは再開時**

新規利用、過去2ヶ月以上利用がなく訪問再開した、介護予防⇄要介護で変更があった等により訪問看護計画書を作成・変更した場合に加算します。

**⑥退院時共同指導加算 600単位/退院・退所時に指導を行った場合**

入院または入所中に退院・退所に当たり、訪問看護ステーションの看護師と入院・入所先の職員が共同して在宅での療養上必要な指導を行い、内容を文書にして提供した場合に加算します。

**⑦看護・介護職員連携強化加算 250単位/月**

口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引や、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者に対して、訪問看護ステーションの看護職員が、喀痰吸引等を行う介護職員等に対し、利用者の病態の変化に応じて、医師の指示の下助言や実施状況の確認等の支援、連携した場合に加算します。

**⑧専門管理加算 250単位/月**

- ・緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修を終了した看護師が、訪問看護の実施に関わる計画的な管理を行った場合に加算します。
- ・特定行為研修を終了した看護師が主治医からの手順書に基づき計画的な管理を行った場合に加算します。

**⑨口腔連携強化加算 50単位/回**

口腔の健康状態の評価を実施した場合、ご利用者またはご家族の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して評価の結果を情報提供した場合に加算します。

同意する 同意しない

**⑩特別管理加算Ⅰ 500単位/月（限度額枠外）**

高度な特別な管理を必要とするご利用者（気管カニューレや留置カテーテルの使用者等）に対して、計画的な管理を行った場合に加算します。

**⑪特別管理加算Ⅱ 250単位/月（限度額枠外）**

特別な管理を必要とするご利用者（在宅酸素・人工肛門・人工膀胱・重度の褥瘡等）に対して、計画的な管理を行った場合に加算します。

**⑫ターミナルケア加算 2,500単位/死亡月（介護予防を除く/限度額枠外）**

「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、ご利用者本人と十分に話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に主治医や多職種と連携を行っていきます。ご利用者又はご家族等の同意を得て、主治医との連携の下に、在宅で最後までターミナルケア（亡くなられた当日及び前日14日以内に2日以上ターミナルケアを実施）

を利用された場合に加算します。

同意する

同意しない

い

※1 要介護者の急性増悪の場合に特別指示書が交付されると、14日又は28日間は医療保険の適応となります。

※2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護・リハに要した交通費は次の額とします。

- ・実施地域外の境界から片道20km以上 250円
- ・著しく経済困難と管理者が認めた利用者については、減額または免除することができます。

#### 4) 医療保険利用料

医療保険でサービスを利用される場合は、下記に該当の場合対象となります。

- ・介護保険の対象でない方
- ・医療保険適応の疾患の方
- ・特別訪問看護指示書を交付された方

<医療保険が適応となる疾患等>

多発性硬化症 重症筋無力症 スモン 筋萎縮性側索硬化症 脊髄小脳変性症 末期がん  
 ハンチントン舞蹈病 進行性筋ジストロフィー プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病)  
 パーキンソン病関連疾患【進行性核上性麻痺 大脳皮質基底核変性症 パーキンソン病(ホーエンヤールの重症度分類ステージ3以上かつ生活機能障害度Ⅱ度又はⅢ度)】 後天性免疫不全症候群  
 多系統萎縮症【線状体黒質変性症 オリーブ橋小脳萎縮症 シャイ・ドレーガー症候群】  
 亜急性硬化性全脳炎 ライソゾーム病 副腎白質ジストロフィー 脊髄性筋萎縮症 球脊髄性筋萎縮症  
 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 頸髄損傷 人工呼吸器を使用している状態

##### (1) 基本利用料

疾患や訪問の頻度によって異なりますので、詳細については訪問スタッフにご確認ください。  
 原則として、**保険料+交通費(一律 250円)**となります。保険料は、利用者の保険の種類によって自己負担額が異なります。

<保険料>

訪問看護基本療養費Ⅰ	3日目まで¥5,550 4日目以降¥6,550(看護師) 理学療法士等の場合は一律¥5,550
訪問看護基本療養費Ⅱ	同一日に2人まで ¥5,550 又は ¥6,550 同一日に3人以上 ¥2,780 又は ¥3,280
訪問看護基本療養費Ⅲ	¥8,500
がん専門訪問看護料(月1回)	¥12,850
褥瘡専門訪問看護料(月1回)	¥12,850
人工肛門ケア及び人工膀胱ケア 専門訪問看護料(月1回)	¥12,850
訪問看護管理療養費	1日目¥7,670 2日目以降 (イ)¥3,000 (ロ)¥2,500
機能強化型訪問看護管理療養費1	1日目 ¥13,230 2日目以降 ¥3,000
機能強化型訪問看護管理療養費2	1日目 ¥10,030 2日目以降 ¥3,000
機能強化型訪問看護管理療養費3	1日目 ¥8,700 2日目以降 ¥3,000
その他 加算等	(5)加算等について を参照

※身体障害者手帳をお持ちで、1級または2級の認定を受けており、福祉医療費受給資格者証をお

持ちの場合保険料はかかりません。特定疾患医療受給者証をお持ちの方は、受給者証に基づき自己負担が発生することがあります。

- (2) 理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであるため、看護職員の代わりに訪問します。また、理学療法士等による訪問が中心となる場合定期的に看護師が訪問することが必要となります。

同意する 同意しない

- (3) 利用者が希望する特別の訪問看護を提供した場合、利用料の差額として、次の額を徴収します。

休日における訪問看護差額利用料 1,000 円/回

- (4) 指定訪問看護に要した交通費は、一律 250 円として実費を徴収します。

- (5) 加算等について

**①24 時間対応体制加算**

(イ) 6,800 円/月

常時対応できる体制、かつ夜間対応する看護師等の勤務環境に配慮した体制にある場合

(ロ) 6,520 円/月

常時対応できる体制にある場合

看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制のため、ご利用者又はご家族等の同意を得て加算します。

同意する 同意しない

**②複数名訪問看護加算**

ご利用者又はご家族等の同意を得て、1人の看護師等では訪問看護が困難である厚生労働大臣が定める状態<sup>※2</sup>にあるご利用者に対して、同時に複数の看護師等による訪問を行った場合に加算します。看護師に同行する職種により金額等が異なりますので、ご注意ください。

- ・ 看護師同士による複数名訪問 週に1回の場合 4,500 円
- ・ 看護師とその他の職員（看護師等又は看護補助者）による複数名訪問  
1日に1回の場合：3,000 円 2回の場合：6,000 円 3回の場合：10,000 円

同意する 同意しない

※2 厚生労働大臣が定める状態 1～5のいずれかに当てはまることを言います。

1. <医療保険が適応となる疾患等>のご利用者
2. 特別管理加算（高度含む）の対象になるご利用者
3. 特別訪問看護指示書での訪問看護を受けているご利用者
4. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められるご利用者
5. 1～4に準ずる場合や身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる利用者（看護補助者との複数名訪問に限り）

**③訪問看護管理療養費専門管理加算 2,500 円/月**

- ・ 緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修を終了した看護師が、訪問看護の実施に関わる計画的な管理を行った場合に加算します。
- ・ 特定行為研修を終了した看護師が主治医からの手順書に基づき計画的な管理を行った場合に加算します。

**④訪問看護情報提供療養費 1 1,500 円/月**

厚生労働大臣が定める疾患等のご利用者又はご家族等の同意を得て、市町村等の求めに応じて月1回情報提供書を提出している場合に請求します（18歳未満の小児を含む）。

同意する 同意しない

**訪問看護情報提供療養費 2 1,500 円/月**

厚生労働大臣が定める疾患等のご利用者又はご家族の同意を得て、学校等（保育所等、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）へ通園又は通学する利用者について当学校等の求めに応じて各年度に1回。また、入園（入学）又は転園（転学）等によりはじめて在籍する場合学校に必要な情報提供した場合に請求します。 同意する 同意しない

**訪問看護情報提供療養費 3 1,500 円/月**

ご利用者又はご家族の同意を得て、保健医療機関等に入院又は入所する場合情報提供をした場合に請求します。 同意する 同意しない

**⑤難病等複数回訪問加算 1日2回訪問 4,500 円/日 1日3回訪問 8,000 円/日**

厚生労働大臣が定める<sup>※3</sup>状態のご利用者、同日に複数回の訪問を行った場合に加算します。

※3 **厚生労働大臣が定める状態** 1~3のいずれかに当てはまる場合を言います。

1. <医療保険が適応となる疾患等>のご利用者
2. 特別管理加算（高度含む）の対象になるご利用者
3. 特別訪問看護指示書での訪問看護を受けているご利用者

**⑥緊急訪問看護加算（月14日目まで） 2,650 円（月15日目以降） 2,000 円**

ご利用者又はご家族等の求めにより、主治医の指示で緊急訪問を行った場合に、加算します。

**⑦夜間・早朝訪問看護加算 2,100 円/日**

**⑧深夜訪問看護加算 4,200 円/日**

早朝（6~8時）夜間（18~22時）深夜（22~翌6時）に、ご利用者又はご家族等の求めにより訪問した場合に加算します。

**⑨退院支援指導加算 6,000 円・8,400 円/退院日に指導を行った場合**

退院当日の訪問看護を必要とする<sup>※4</sup>ご利用者に対して、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合 6,000 円、また長時間の訪問を要する方に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合には 8,400 円を加算します。

※4 **退院当日の訪問看護を必要とする場合** 1~3のいずれかに当てはまる場合を言います。

1. <医療保険が適応となる疾患等>のご利用者
2. 特別管理加算（高度含む）の対象になるご利用者
3. 医師の診療により退院日の訪問が必要であると認められた場合

**⑩在宅患者緊急時カンファレンス加算 2,000 円/月2回**

ご利用者の急変等に伴い、主治医の求めで在宅に携わる多職種が共同でご利用者宅を訪問して、カンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合に加算します。

**⑪高度特別管理加算 5,000 円/月**

高度な特別な管理を必要とするご利用者（気管カニューレや留置カテーテルの使用者等）に対して計画的な管理を行った場合に加算します。

**⑫特別管理加算 2,500 円/月**

特別な管理を必要とするご利用者（在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等）に対して、計画的な管理を行った場合に加算します。

**⑬長時間訪問看護加算**

長時間の訪問看護を必要とする<sup>※5</sup>ご利用者に対して、1回の訪問が90分を越えた場合に加算します。ご利用者の状態により、加算をする回数が異なりますので、ご注意ください。

※5 **長時間の訪問看護を必要とする場合** 1~4いずれかに当てはまる場合を言います。

1. 人工呼吸器を使用しているご利用者 週に1回 5,200 円
2. 特別管理加算（高度含む）の対象になるご利用者 週に1回 5,200 円

3. 特別訪問看護指示書での訪問看護を受けているご利用者 週に1回 5,200円
4. 15歳未満の超重症児又は準重症児または15歳未満の小児で特別管理加算の対象となる  
ご利用者 週に3回まで 5,200円

**⑭退院時共同指導加算 8,000円／退院・退所時に指導を行った場合**

入院又は入所中に退院・退所に当たり、訪問看護ステーション看護師と入院・入所先の職員が共同して在宅での療養上必要な指導を行い、内容を文書にして提供した場合に加算します。

**・退院時共同指導加算＋特別管理指導加算 10,000円／退院・退所時に指導を行った場合**

特別管理加算（高度含む）の対象のご利用者に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して特別管理指導加算を加算します。

**⑮看護・介護職員連携強化加算 2,500円／月**

口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者に対して、訪問看護ステーションの看護職員が、喀痰吸引等を行う介護職員等に対し、利用者の病態の変化に応じて、医師の指示の下助言や実施状況の確認等の支援、連携した場合に加算します。

**⑯訪問看護ターミナルケア療養費1 25,000円／死亡月**

ターミナルケアを行い在宅等でお亡くなりになったご利用者に対して算定します。

（24時間以内に在宅以外で亡くなられた場合も含む）

**訪問看護ターミナルケア療養費2 10,000円／死亡月**

ターミナルケアを行い特別養護老人ホーム等でお亡くなりになった利用者に対して算定します。

- 1、2とも「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、ご利用者本人と十分に話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に主治医や多職種と連携を行っていきます。ご利用者又はご家族等の同意を得て、主治医との連携の下に、在宅で最後までターミナルケア（亡くなられた当日及び前日14日以内に2日以上ターミナルケアを実施）を行った場合に請求します。

同意する 同意しない

**⑰訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）780円（月1回）**

看護職員その他医療関係職の賃金改善を実施している場合に算定します。

**⑱訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）イ～ソ 10円～500円（月1回）**

看護職員その他の医療機関の賃金のさらなる改善を必要とする訪問看護ステーションにおいて、賃金の改善を実施している場合に算定します。

**オンライン資格確認の義務化**

保険証が令和6年秋より廃止予定となっています。訪問看護においてもオンラインでの資格確認が必要となります。オンライン資格確認は、マイナンバーカードを利用して、訪問看護ステーションが準備したモバイル端末等で利用者の医療保険における資格情報等を取得する仕組みです。その際に4桁の暗証番号の入力が必要となります。

また、ご利用者またはご家族の同意により、診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧することで業務の効率化や質の高い医療の提供につながります。

**⑲訪問看護医療DX情報活用加算 50円（月1回）**

電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。詳細については別紙（P13）をご参照ください。



<各種保険共通>

1. 日常生活用品や医療材料等の物品を提供した場合は、実費相当額を利用者及び要介護者が負担するものとします。
2. 死後の処置料は、10,000円となります。
3. 保険請求の対象外になる訪問看護を行った場合の利用料は、1時間5,000円となります。

6. 個人情報について

サービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た本人及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は期間終了後も同様です。個人情報は、サービス提供のために利用するほか、サービス担当者会議等や施設運営、学術研究、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、当施設は卒後医師臨床研修施設及び介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医及び介護・医療専門職等の学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。個人情報の取り扱いと個人情報利用目的については別紙を参照ください。

7. 緊急時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っている時に、利用者に病状の変化が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

8. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問看護および指定予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者および介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者は、訪問看護の提供により発生した事故の原因を分析し、再発防止策を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護および指定予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
保険名 訪問看護事業者賠償責任保険

9. 苦情・相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーション グラシア 管理者 山口 美知代

ご利用時間 月曜～土曜日 午前8:30～午後5:30

電話番号 0270-20-7676 FAX 番号 0270-20-7677

※公的機関においても、苦情申し立てが出来ます。

伊勢崎市役所 介護保険課 0270-24-5111 赤堀支所福祉課 0270-62-9792

あずま支所福祉課 0270-62-9909 境支所福祉課 0270-74-0368

前橋市役所 介護高齢課 027-224-1111

玉村町役場 介護福祉課 0270-65-2511

桐生市役所 長寿支援課 0277-46-1111 新里支所福祉係 0277-74-2211

群馬県国民健康保険団体連合会

027-290-1323 (苦情専用) 受付時間 月曜～金曜日 午前9:00～午後5:00

## 10. 第三者評価の実施状況

事業所の第三者評価の実施状況は、下記の通りです。 （令和6年6月1日現在）

実施有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価期間の名称	
当該結果の開示状況	なし

## 11. 守秘義務に関する対策

事業者および従業員は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を守ります。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

## 12. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

## 13. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 14. 身体拘束に関する事項

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、利用者・家族からの同意の上実施します。また、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 15. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、またまん延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 16. 就業環境の確保について（パワハラ・セクハラ防止）

適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

## 17. 業務継続計画（BCP）の策定に関する事項

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更も行うものとする。

18. 利用者の病状及び心身の状態に関する正確な情報の提供

利用者の病状及び心身の状況等に応じた適切なサービスを提供するために、できるだけ正確な情報をご提供下さい。

19. 訪問看護の利用の中止（キャンセル）の場合のご連絡

利用者側の都合により、訪問看護の利用を中止（キャンセル）する場合は、中止する日の前営業日の17時までにご連絡下さい。但し、利用者の緊急の入院等やむを得ない事由の場合はこの限りではありません。

20. 災害発生時の対応

(1) 事業者は災害の発生により訪問看護の提供が困難な場合、利用者に対して迅速に連絡を行います。しかし、災害の被害状況により連絡が難しい場合は、連絡なく訪問看護の業務を中止する場合があります。

(2) 事業者は関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、利用者の安全確認や必要な支援及び主治医や関係機関との連携を行います。ただし、その規模や被害状況により、通常の業務を行えない場合があります。また、気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険であると判断した場合は、業務を行わない場合があります。また、被害の状況によっては、訪問先からサービス従事者を避難させることがあります。

21. ペットについて

大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。

万が一、職員がペットから危害を受け治療を要する状態になった場合、治療費等の相談をさせていただく場合がありますので予めご了承下さい。

22. 見守りカメラについて

利用者の安否確認や見守り目的としたカメラの使用及びケアの確認等で職員が画像に映り込む場合には、プライバシー保護のため事前に職員の同意を得てください。SNS等で画像を使用する場合にも同様をお願いします。

23. 感染予防について

(1) 在宅ケアにおける感染予防で手洗いはとても重要です。

利用者・家族を感染から守り、またサービス従事者自身が感染を媒介しないために必要な、手洗いをを行うため、手洗い場の提供をお願いします。手洗い石鹸・タオルは各自が持参します。

(2) 必要に応じて持参したマスクや使い捨てエプロン、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、グローブ等を使用します。

※感染予防に使用した物品はご家庭で処分をお願いいたします。

24. 禁止行為

訪問看護の利用にあたっては、次に掲げる行為は行わないで下さい。

- ① サービス従事者等の心身に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為
- ② 事業者又は事業者の運営に支障を与え、又は与えるおそれのある行為
- ③ その他、訪問看護の提供を困難にし、又は困難にするおそれのある行為

25. その他

事業者の職員に対しての贈答または飲食などのお心遣いをご遠慮します。

(事業者) 当事業所は、訪問看護及び訪問リハビリの提供にあたり、ご利用者にサービス内容及び重要事項、個人情報の取り扱いについて説明いたしました。

事業所名 公益財団法人脳血管研究所 訪問看護ステーション グラチア

所在地 〒372-0048 群馬県伊勢崎市大手町 1-1

代表者 理事長 美原樹

説明日 令和 年 月 日

説明者 氏名： \_\_\_\_\_ 印

(利用者) 私は、訪問看護及び訪問リハビリを利用するにあたり、サービス内容及び重要事項、個人情報の取り扱いについて、文書に基づいて説明を受け、それに対する十分な説明の機会を得られ、同意いたします。上記重要事項の同意の証として、本同意書を2部作成し、利用者及び事業者が署名・押印の上、それぞれ1部ずつを保有します。

同意日 令和 年 月 日

ご利用者 氏名： \_\_\_\_\_ 印

住所： \_\_\_\_\_

(署名代行者) 私は、利用者本人の意思を確認の上、本人に代わり、署名を行いました。

署名代行者 氏名： \_\_\_\_\_ 印

住所： \_\_\_\_\_

本人との続柄： \_\_\_\_\_

自署が難しい理由 \_\_\_\_\_

(家族又は代理人) 私はサービス内容及び重要事項、個人情報の取り扱いについて十分な説明を受け、利用者本人の意思を確認の上、同意し署名を行いました。

家族又は代理人 氏名： \_\_\_\_\_ 印

住所： \_\_\_\_\_

本人との続柄： \_\_\_\_\_

## 重要事項説明書別紙

### 訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年の診療報酬改定により、当ステーションは地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションの看護師など(准看護師を除く)が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、ご利用者さまの診療情報を電子資格確認により取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として、定められた所定額に加算します。

**訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円 (月 1 回)**

本加算の施設基準に準じて、当ステーションでは下記の実施を実施しております。

#### 記

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成 4 年厚生省令第 5 号)第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制管理を行っています。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することで、より質の高いサービス提供を行います。
  - (1) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護等の実施をしております。
  - (2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い医療の提供を行っています。

資格確認の情報はご利用者さま及び代理人さまの同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療 DX を通じた質の高い訪問看護の提供にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 個人情報の取り扱いについて

(平成 24 年 4 月 1 日)

### 公益財団法人脳血管研究所 個人情報保護方針

公益財団法人脳血管研究所では、常日頃よりご利用者さまの視点に立ち、質の高い医療・ケアの実現とより良いご利用者さまサービスの提供を目標として、業務を営んでおります。ご利用者さまの健康状態に応じて迅速に的確な医療・ケアを提供させて頂くためには、ご利用者さまに関する様々な個人情報が必要です。ご利用者さまとの確かな信頼関係を築き上げ、安心して医療・ケアサービスを受けて頂くために、個人情報の保護は非常に重要な課題です。

当研究所は、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

#### 1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用及び提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

#### 2. 個人情報の安全対策

ご利用者さまの個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改竄及び漏洩などに関する万全の予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図ります。

#### 3. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

#### 4. 職員の教育

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を継続的に実施します。

#### 5. 診療情報の提供・開示

診療情報は、規程に基づいて提供・開示します。

#### 6. 継続的改善

以上の活動について、内容を継続的に見直し、改善に努めます。

公益財団法人脳血管研究所  
理事長 美原 樹

## 個人情報利用目的について

公益財団法人脳血管研究所個人情報保護規程（規程第 4-29 号）に則り、利用目的を記します。

### 1. 訪問看護サービス提供に係る事項

- ・ 当事業所での訪問看護の提供
- ・ 訪問看護サービス提供における訪問看護事業所と他のサービス事業者との連携（サービス担当者会議等）、照会
- ・ 医療機関および在宅主治医や介護支援事業所との連携
- ・ 家族等への訪問看護計画の説明

### 2. 介護保険等事務に係わる事項

- ・ 保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関または保険者からの紹介への回答
- ・ その他医療・介護・労災保険および公費負担に関する介護保険事務のための利用
- ・ 損害賠償保険に係わる保険会社等への相談または届出等

### 3. 当事業所の管理運営業務に係わる事項

- ・ 会計・経理
- ・ 事故等の報告
- ・ その他、当事業所の管理運営業務に関する利用

### 4. 上記以外の利用に係る事項

- ・ 公益財団法人脳血管研究所併設施設（美原記念病院、介護老人保健施設アルボース、居宅介護支援事業所みはら、ケアプランセンターみはら、訪問看護ステーショングラーチア）間で、この利用目的の範囲内での情報共有
- ・ 財団関連施設（美原診療所、特別養護老人ホームアミーキ）間で、この利用目的の範囲内での情報提供
- ・ 財団内部において行われる学生、ボランティア等の実習への協力
- ・ 訪問看護や業務の維持、改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護の質の向上を目的とした当事業所内での事例研究
- ・ 学会発表や学会誌報告などの学術研究
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合で、本人の同意を得ることが困難なとき（大規模災害等による傷病者に対する家族等からの問い合わせを含む）

### 5. 個人情報利用に対する申し出について

- ・ 同意しがたい事項がある場合には適宜、申告をして下さい。
- ・ 個人情報の利用についての同意はいつでも変更可能です。
- ・ お問い合わせ先

個人情報利用に関するお問い合わせは、次の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーション グラチア 管理者 山口 美知代

ご利用時間 月曜～土曜日 午前 8 : 30～午後 5 : 30

電話番号 0270-20-7676 FAX 番号 0270-20-7677